

「徳島県教育委員会文書規程」の一部を改正する訓令について

1 改正理由

教育機関の組織改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 「徳島県教育委員会文書規程」の主な改正点

以下の改正に伴い、教育機関の文書記号について整理を行った。

- (1) 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正に伴い、「徳島県立鳥居記念博物館」の名称が「徳島県立鳥居龍蔵記念博物館」に改正されること。
- (2) 徳島県立学校設置条例の一部改正に伴い、一部の特別支援学校について、名称が「養護学校」から「支援学校」に改正されること及び新たに「徳島県立池田支援学校」が設置されること。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育総務課</p>
	<p>担当者名 吉田 正人</p>
	<p>電話番号 内線 三三〇八</p>
<p>制定理由 徳島県教育委員会教育機関の組織改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の設置、一部の県立特別支援学校の名称変更及び徳島県立池田支援学校の設置に伴い、公文書の記号を整理することとした。 二 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法令等 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号) 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十五号)</p>	<p>備考</p>

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 山 田 喜 三 郎

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中	徳島県立鳥居記念博物館	を	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館
「	徳島県立板野養護学校	を	徳島県立板野
」	徳島県立国府養護学校	を	徳島県立国府
「	徳島県立鴨島養護学校	を	徳島県立鴨島
」	徳島県立ひのめ養護学校	を	徳島県立ひのめ
	徳島県立阿南養護学校		徳島県立阿南
			徳島県立池田

支援学校	板 国 鴨 池	支 支 支 支 支
支援学校	板 国 鴨 池	支 支 支 支 支
支援学校		支 支 支 支 支
支援学校		支 支 支 支 支
支援学校		支 支 支 支 支

この旨を。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(新)		(旧)	
別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号		別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号	
教育機関の名称	記号	教育機関の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)
徳島県立鳥居龍蔵記念博物館	徳鳥博	徳島県立鳥居記念博物館	徳鳥博
(略)	(略)	(略)	(略)
徳島県立板野支援学校	板支	徳島県立板野養護学校	板養
徳島県立国府支援学校	国支	徳島県立国府養護学校	国養
徳島県立鴨島支援学校	鴨支	徳島県立鴨島養護学校	鴨養
徳島県立ひのみね支援学校	ひ支	徳島県立ひのみね養護学校	ひ養
徳島県立阿南支援学校	阿支	徳島県立阿南養護学校	阿要
徳島県立池田支援学校	池支	(新設)	